

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地
地区画整理事業の事業計画を定めましたので、土地地区画整理法第55条第9項の規定
に基づき次のとおり公告します。

平成27年3月16日

京都市長 門川 大作

1 土地地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地
区土地地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 事業の施行期間

平成27年3月16日から平成32年3月31日まで

4 施行地区

京都市下京区郷之町，同区上之町，同区川端町，同区下之町，同区東之町及び
同区西之町の各一部

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所内

6 事業計画の決定の年月日

平成27年3月9日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)